

介護保険規則の改正

資料 2

新旧対照表

○青梅市介護保険規則（平成12年規則第28号）

改正後		現行		備考
別表第2（第49条関係）	別表第2（第49条関係）	減免割合	減免理由	
該当条項 条例第9条第1項第1号	減免割合 10割	減免割合 10割	減免理由 住居の全壊もしくは半壊または全壊もしくは半壊の損害を受けたとき。	添付書類 消防署、警察署等が発行する証明書
略	7割 5割 10割	略	略	略

付 則 (施行期日)	
1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の青梅市介護保険規則による床上浸水および家財の3分の1以上の損害にかかる減免割合の規定は、平成31年4月1日から適用する。	
2. この規則による改正後の青梅市介護保険規則の規定は、この規則の施行の日以後に減免すべき事由が生じた介護保険料の減免について適用し、同日前に減免すべき事由が生じた介護保険料の減免については、なお従前の例による。	